

平成28年 9月 6日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成28年9月6日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第15号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度東庄町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 8 議案第27号 町税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第28号 東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第29号 平成28年度東庄町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第30号 平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第12 議案第31号 平成28年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第32号 財産の無償貸付について
- 日程第14 認定第 1号 平成27年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 2号 平成27年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 3号 平成27年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 4号 平成27年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 5号 平成27年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 6号 平成27年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 0 認定第 7 号 平成 2 7 年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第 2 1 認定第 8 号 平成 2 7 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第 2 2 請願第 6 号 道路拡張整備及び側溝整備に関する請願

日程第 2 3 請願第 7 号 道路拡幅及び排水整備に関する請願

日程第 2 4 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1 番	土 屋	光 正	君
2 番	宮 澤		健 君
3 番	佐久間	義 房	君
4 番	板 寺	正 範	君
5 番	花 香	孝 彦	君
6 番	林	俊 之	君
7 番	大 網	正 敏	君
8 番	城之内	一 男	君
9 番	高 木	武 男	君
1 0 番	鈴 木	正 昭	君
1 1 番	山 崎	ひろみ	君
1 2 番	宮 崎	正 吾	君
1 3 番	鎌 形	寿 一	君
1 4 番	土 屋		進 君

欠席議員

な し

出席説明員（11名）

町	長	岩 田 利 雄	君
副 町	長	金 島 正 好	君
総 務 課	長	多 部 田 秀 也	君

町 民 課 長 河 津 静 夫 君
まちづくり課長 大 後 修 司 君
健 康 福 祉 課 長 向 後 喜 一 朗 君
会 計 管 理 者 堀 越 章 二 君
病 院 事 務 長 海 上 孝 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 高 木 浩 一 君
教 育 長 五 十 嵐 正 憲 君
教 育 課 長 小 林 豊 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 石 毛 一 久
次 長 石 毛 美 恵 子
主 査 岩 瀬 知 博

(午前10時00分 開会)

議長(土屋 進君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成28年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 高木武男君、5番 花香孝彦君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高木武男君。

9番(高木武男君)

平成28年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る8月30日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案16件、請願2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月16日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は5人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第15号を上程し、採決を行い、続いて、承認第4号を上程し、質疑、採決を行います。続いて、議案第27号から議案第32号までを順次上程し、質疑・採決を行い、延会といたします。

第2日目の7日には、認定第1号から認定第8号までの平成27年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。続いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付託表のとおり詳細な審査を予算決算常任委員会に付託することとなります。次に、請願第6号及び第7号を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託した後、休会

の件を諮り、散会といたします。

第3日目の8日から15日までは休会としまして、この間、8日、9日、12日には予算決算常任委員会を、13日には総務産業常任委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審査日程によりご了承願います。

最終日16日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行います。続いて、請願第6号及び第7号について、総務産業常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、組合議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月16日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願2件を受理しました。

次に、6月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成28年6月1日から8月25日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、7月21日に表彰条例による表彰を行いました。今回は功労表彰として2名、善行表彰として1名、長寿褒賞として3名の方をそれぞれ表彰させていただきました。

また、国家公務員の実地体験研修ということで、6月6日から3名の新任国家公務員を受け入れ、本町の新規採用職員とともに農家との意見交換など、5日間にわたり研修をしていただきました。

次に、2ページ目上段、防災関係でございますけれども、6月5日、消防団ほか7団体の協力によりまして、防災演習を実施いたしました。ことしも区長会、民生委員、日赤地域奉仕団や防災ボランティアなどの団体に参加をいただき、総勢300人、充実した訓練となりました。引き続き関係機関や団体の連携強化、防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、3ページ目中段、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、平成28年度町県民税等の納税通知書等を記載のとおり発送いたしました。課税額は町県民税、普通徴収分2億3,801万円、また国保税4億4,602万円となっております。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、7ページ目中段、環境関係でございますが、住宅用省エネルギー設備設置補助金7件、合併浄化槽補助金5件の交付決定をいたしております。県の補助金を有効に活用して設置促進に努めてまいります。

次に、8ページ目下段から9ページ上段の外出支援バス関係でございますけれども、外出支援バスのうち1台が故障により使用不能となったため、急遽かわりの車両を購入しております。

次に、9ページ目、衛生関係で、各種検診、予防接種等の事業を記載のとおり実

施をしております。

また、10ページ目上段、子ども医療費・高校生等医療費対策事業として、5月から7月支払い分の実績を記載しております。この制度は子どもたちの健全な育成と子育て世帯の負担軽減に寄与しているものと考えております。

次に、11ページ目中段に地域包括支援センター、訪問看護ステーション、デイサービスセンターの活動、利用状況を記載しております。引き続き、子育て支援、老人福祉施策はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、12ページ目、まちづくり課の建設関係でございますけれども、道路改良工事等、11件の工事と測量業務委託等の9件の委託事業を発注いたしました。

また、15ページ目の上段、商工・観光関係でございますけれども、8月は東庄盆踊り会、大相撲笹川夏合宿とファン感謝デーが開催されました。更に今年は東庄パーク&ビア夏祭り、東庄まちおこし隊の主導で開催され、町内外から多くの人が集まり、にぎわいを見せていただきました。

町としてもこうした取り組みを可能な限りバックアップしてまいりたいと考えております。

最後に、17ページ目、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ54.21人、103.47人となっております、順調に運営をされているものと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

ありがとうございました。

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、18ページ、1項目めの教育委員会関係でございますが、定例の委員会を3回、協議会を4回、記載のとおり開催しております。

協議会においては、東庄町立小学校統合に向けた取り組みについてや給食センター整備計画について協議を進めているところでございます。

次に、2項目めの学校教育関係では、小中学校のプール指導に向けてプールの水

質検査を各学校2回、実施いたしました。

契約関係ですが、中学校の武道場非構造部材耐震工事の調査・設計業務のほか中学校多目的室冷暖房機交換工事、東城小学校トイレ改修工事、笹川幼稚園の屋根の塗りかえ工事等を行い、教育施設、教育環境整備に努めております。

次に、19ページでございますが、東洋合成千葉工場様から東庄町奨学基金として200万円の寄附がございました。今後も東庄町の学生のために活用させていただきます。

その下の教育相談であります、7月13日に開催いたしました。今回も相談はありませんでしたが、事業として継続してまいりたいと考えております。

(6)その他にあります中学校排水管現地確認立会調査につきましては、中学校の排水管の破損がわかり、そのための調査をしたものでございます。今後、調査状況を把握し、改修していく予定でございます。

次に、中段3項目め、生涯学習関係、その下の4項目め、公民館関係及び20ページの5項目め、図書館関係では、記載のとおり社会教育、社会体育関係の各種事業を実施しております。

最後に、6項目めの学校給食センター関係では、6月、7月の2ヶ月間の総給食数は3万9,609食、1日平均1,164食でありました。

また、7月1日に給食食材として林甚一様より玉ねぎの寄附をいただきました。

7月19日の学校給食、1学期最終日に給食センター運営状況についてを議題にして、給食センター運営委員会を開催いたしました。今年度、町より配置している管理栄養士から今年度の幼稚園児の給食摂取基準についての報告がありました。これからも衛生管理の徹底を図り、安定した給食の提供を継続してまいります。

以上で、教育委員会の行政報告を終わりにします。

議長(土屋 進君)

ありがとうございました。これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、山崎ひろみ君。

11番(山崎ひろみ君)

おはようございます。議長のお許しを得まして、本日の一般質問を行わせていた

だきます。

最初の質問事項であります我が町の農産物のPR活動について伺います。

先程行政報告にありましたが、先日、役場駐車場で東庄町のブランド豚のPRを中心に町おこしとしてビール会社とのコラボで、ポーク&ビア夏祭りがにぎやかに開催されました。町民及び帰省した親族や同級生のグループなど、多くの人の来場で大盛況だったと思われます。

SPF豚の名前だけは聞いたことがあるけれど、食べたことはないという方もいたと思います。宣伝効果のほどは期待したいところです。

東庄町の基幹産業は農業とされていますが、もう少し内外にPRしていくべきと考えます。現在、イチゴの時期には国道沿いの直売所での販売やイチゴ狩りは定着してきていると思われます。昨今、道の駅や農産物販売所などを起点として、地元の農産物の販売はもとより、米づくりや野菜づくりの農業体験を催しているところが多くあります。米であれば田植えや稲刈り、野菜では種まき、苗植え、収穫等、土に触れる体験ができるもの、里山シェア、市民農園、体験型農業テーマパーク等、さまざまな形のものがあるようです。そのような町外からの人を呼び込む手だては町としてお考えでしょうか。現在、我が町ではこかぶと枝豆の収穫体験を催していることは承知しております。ともに一日限りのイベントかと思ひます。

また、現在、町内で生産者が一番多くいて、「ホワイトボール」の商品登録もされている「こかぶ」ですが、地元のお店では販売していません。サンチュやみつばなどの葉物野菜なども町で生産されたものは残念ながら地元ではほとんど買うことができません。せっかく地元の生産者を応援したいと考え、また地産地消の推進と声を上げて、購入のすべがないのが現状かと思ひます。これは多くの町民の皆様の声です。これには常設の農産物の直売所が必要かと思ひます。この点について、町はいかがお考えか、お聞きしたいと存じます。

2番目の質問事項の町の環境美化及びごみ行政について伺ひます。

世間にはごみを平気で捨てる人がいます。ごみが捨てられ、汚くなっている場所には、また更にごみが捨てられます。これを解決するには、人間としてのモラルを期待するしか方法はないのでしょうか。町内では、個人的に、あるいはボランティアグループの活動として、ごみ拾いや清掃をしてくださっている方たちがいます。自分たちが住む町ですから、常にごみのないきれいな状態でいられたらと思ひます。

先日、町内の公園を何ヶ所が見てまいりました。石出堰の親水公園、東庄病院脇の公園、雲井岬公園、神代のふれあい公園等、どこも定期的には除草をしていると思いますが、私が行ったときはひどい状態でした。誰も人が入っていないと思われるところもありました。

皆さんもご存じかと思いますが、東城地区夏目の町道の坂道の両側に少し前から木で作られた赤色の小さい鳥居が幾つも立てられています。そこはいつもごみが捨てられている場所で、地域の方がごみ拾いをしても直ぐにまたごみが捨てられると聞いておりました。日本人の心情として、鳥居のところにはごみを捨てたりしないだろうからと考え、道路脇に立てたと聞きました。苦肉の策なのかと思いました。誰でもそこに住んでいたり、自分たちが利用しているところはきれいにしておきたいと思うのではないのでしょうか。

道路や公園などをその地区の住民やボランティアグループにお願いして、その場所をいつもきれいにして、見守っていただくアダプト制度というのがあります。道路であればごみ拾いや季節の花を植えたり、また公園も除草や花等の管理をお願いして、ごみ袋や花の種の購入費等を町から支給します。一人ではなかなかできないけれど、みんなでやれば楽しくできてきれいになり、自分自身も元気になれると思います。きれいにしてあれば、汚す人も少なくなると考えます。せっかく自然に触れ合える場所があるのもったいないと思います。町では、そのような制度を取り入れるお考えがありますか。お聞きしたいと存じます。

次に、今年4月から家庭ごみの収集日や集積場所の変更がありました。今現在、香取市と東庄町のごみの収集方法の違いがあります。また、可燃ごみの袋の値段が変わるとの情報もあります。広域の事務組合で行っている事業ですが、今後、どのように変わっていくのでしょうか。お聞きします。

町内では、今でも自分の屋敷の中でごみを燃やしている人がいて、近隣の家では煙や灰が飛んできて迷惑しているとの声も聞きます。これを取り締まる方法はないのでしょうか。さらに、地球温暖化対策や循環型社会の構築という点で、植物リサイクル、生ごみの堆肥化、使用済み食用油の回収等がありますが、これから新たに進める事業の計画はありますか。お聞きしたいと存じます。私たちが生活していく中で、ごみの問題は永遠について回ります。小さい町だからこそできることもあるかと考えます。地球環境を考慮する取り組み、また教育をしていかなければならな

いと考えますが、町はどのように推進していくのかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、山崎議員の質問にお答えいたします。

まず質問事項1、我が町の農産物のPR活動について。そのうち質問要旨1の体験型の農業等の推進についてお答えいたします。

現在、町において行っている体験型農業は、こかぶ、枝豆の収穫体験やイチゴ狩りといったものが定着しております。また、自然農法研究会のメンバーでは、都市部の消費者を対象に田植えと稲刈り収穫の体験等も行っております。自然農法研究会関係だけで毎年約300名の参加者がおりますが、いずれも一日限りのイベントとなっております。

そのような中で、東庄町においては高齢による農業離れが進み、耕作放棄地等も多くなってきている現状から、農家の空き家や使っていない作業場等を活用して、農業体験を行う取り組みといたしまして、昨年度から週末農業と題しまして、チラシを作成し、移住・定住等を目標に募集を行ってきたところでございます。残念ながら、現在のところ結果にはつながっておりませんが、今後とも関係機関と協議しながら取り組んでまいりたいと考えます。

続きまして、質問要旨2、地産地消の取り組みについてでございます。

東庄町の農産物と言えば米はもちろんのこと、畑作ではこかぶ、畜産においてはSPF豚肉等が代表的で、そのほか施設栽培においても、みつば、サンチュを初め、多品目が生産されております。しかしながら、どの農家においても生産が中心で、JA等の系統出荷や農業法人等との契約栽培が主であるため、消費者が地元の農産物を手にする機会が少ないのが現状でございます。

常設の農産物の直売所については、魅力や特色が重要だと考えられますので、現在開設している朝市等を農産物直売所だけでなく、観光や交流の場として充実させるため、支援を行うとともに、生産者を初め、いろいろな関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えます。

続きまして、質問事項2の町の環境美化及びごみ行政について。そのうち質問要

旨1のアダプト制度による環境美化の推進についてお答えいたします。

一定区間の公共の場所、駅前や道路、公園、公共施設等において、住民団体や企業が美化活動、清掃を行い、行政がこれを支援するアダプト制度は、東庄町では今のところ取り入れておりません。しかし、東庄町ボランティア連絡協議会の登録団体によりまして、笹川駅前や下総橋駅前、プランターに花の植栽が行われ、国道356号沿いの花壇やポケットパークについても除草や季節の花を植える等の美化活動が行われております。公園につきましても、利用者や地区の住民団体によりまして、除草や花の植栽が行われている公園がございます。

また、ふれあいセンターの敷地には、ボランティア団体により、芝桜が植えられ、年間を通じて維持管理していただいております。

町では現在のところ、アダプト制度を取り入れる予定はございませんが、ボランティア団体等から要望があれば検討してまいりたいと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

町民課長、河津静夫君。

町民課長（河津静夫君）

町の環境美化及びごみ行政について、質問要旨2、これからのごみ行政の進展についてのご質問にお答えいたします。

初めに、東庄町と香取市のごみの収集方法に違いがあることについてですが、現在、ごみの収集及び処理は、香取広域市町村圏事務組合において実施しております。収集方法は、構成市町ごとに異なっております。町では、可燃ごみについては、ルート方式で行い、不燃ごみ、ビン、缶及び資源物については、ステーション方式として回収を実施しております。

町としては、今後も香取広域市町村圏事務組合に対しまして、この収集方式での実施を要望していきたいと考えております。

次に、可燃ごみ袋の値段が変わる等についてですが、現在、構成市町と香取広域において、使用料及び手数料の全体的な見直しを行っております。可燃ごみ指定袋の値下げ及び浄化槽汚泥の投入手数料値上げについて検討しております。

これらが決定された際には、速やかに広報誌並びに回覧等により町民の皆様へ周知を行ってまいりたいと思います。

続きまして、庭先等でごみを焼却してしまう方への対応ですが、法律では野焼きは禁止されています。町では、関係機関、警察、消防と協力し、注意や指導を行っているところですが、今後も野焼きを発見した際は、今まで同様関係機関と協力し、対応していきたいと考えております。

また、地球温暖化対策や環境型社会の構築についてですが、枝木等の伐採で生じたごみについては、香取広域の施設、長岡不燃物処理施設、伊地山クリーンセンターに直接搬入されたものは植物リサイクルとして再資源化を行っております。

町といたしましては、さらなる周知を行うとともに、植物リサイクルが促進されるような収集搬入方法などの検討を進めていきたいと考えております。

次に、生ごみの堆肥化や使用済み食用油の回収につきましては、香取広域において実施する予定はございません。しかし、町では生ごみの堆肥化として、生ごみ処理機及びコンポスト購入者に対して助成を行っております。個別でのごみの減量化に協力をいただいているところです。

また、ごみの減量化、資源化の取り組みとしては、排出されるごみの約2割が紙ごみ、約1割がプラスチック製容器包装です。紙類、特に雑誌、包装紙、広告、紙袋、お菓子の袋などの箱は、分別と資源物の広報啓発を行うとともに、約1割のプラスチック製容器包装については、新たな取り組みといたしまして、平成29年度から分別収集を実施する予定で現在、協議を重ねております。

これらの取り組みを行いながら、発生抑制、再利用の啓発によりごみの減量化、循環型社会の形成に向けた取り組みを行ってまいります。

以上で答弁を終わります。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

最初に、農業関係の件なんですけれども、先ほど課長が申されましたけれども、現在、新宿営農組合のところで月2回開かれております朝市、私も時々行かせていただいておりますけれども、もう少し規模を拡大するとかしなければ、町が支援している本来の目的が果たせないのではないかと考えますが、いかが思われますか。

道の駅とか農産物直売所を設置して、町内の生産者を応援するというのを先程申しましたけれども、生産者としては農協にそのまま出したほうが効率は良いし、

多分手間も省けるということは農家の方からもよくお聞きします。でも、せっかく東庄町でこかぶ、サンチュ、そういう町独自で作っているものがあるのにそれが地元で買えないというのがとても残念だということをよく聞きます。何か収集ルートを考えてか。こかぶでも規格外のものは捨てるか、ご近所にあげるかという、そういう状況かと思います。まさか、もらいに行くということを私もできませんので、全然地元のこかぶを食べないで終わってしまう時期もあります。そういうものを利用して、新しい施設を作るという、建物を作るのは大変かと思いますが、今あるところを利用して、販売するスタッフを工夫したりして、何か生かせる方法はないかなと考えます。

当町でも体験型農業を、町ではなくて団体で行ってくれているということですので、これももう少し町としてもPRしてあげられればなと思います。

それと、アダプト制度ですけれども、要望があれば検討しますということですので、私もまた、地元の皆さんにお聞きしながら、町とつなげていければ良いなと思います。

そして、石出の親水公園とか神代のふれあい公園というのは、補助金の関係で作ったように聞いております。私も議員になってから何度か声もかけていただいたりして、現場を時々見たりしておりましたけれども、町として設置してあるものはきちんと管理しなければならないし、厄介者として見るのか、よりよい環境にしていけるべきか、さもなければ廃止してしまうのか、考えるべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

ごみの件ですけれども、課長から答弁いただきましたが、広域の事務組合で行っている事業ですので、ここであまり意見は言えないのかもしれませんが、町独自でできるものもあります。先程広域でやる予定はないというものもありましたけれども、廃油の回収とか、そういうのはできると思います。先程、剪定した枝は仁良のほうに持っていけば受け入れは可能ということなんですけれども、それをできるくらいだったら、家の庭で燃したりしないと思うんですね。なかなか収集の袋に入らなかったり、木というのはなかなか枯れないので、草なら枯らして袋に入れて出すということもあるんですけれども、自分の家の庭の枝をちょっと自分で切った場合に、それがなかなか出せないで、裏庭で燃したりというのをよく聞きます。業者さんに頼めば業者さんがその手間をちゃんととって、処理する手間までで請け

負えるので、そういうことはないんですが、個人のお宅でやった場合、そういうのが出るケースが多いかと思しますので、その点も考慮していただいて、ただ受け付けはしていますだけではなかなか変化がないのかなと思います。

平成29年からプラスチックのごみが分別収集になるということで、今お聞きしましたけれども、東庄町はまだまだ、うちの事務組合はおくれておりました。早くからほかの地域ではプラスチックも進めていましたので、やっぱり地球環境を考えるとという大きな規模に立たないと自分の家だけごみがなくなれば、自分の家だけがこうではなくて、全体で考えなければいけないので、これはどんどん事務組合のほうにも提案していただいて、おこなって行っていただきたいと思います。

ごみの指定袋も平成21年10月からで、もう7年ぐらい経つんですけども、ようやく安定してきております。今回、新聞紙上で多分値下げというのを私もちょっと見たので、もしそれが計画にあるのであれば、周知するのはもちろんですけども、準備期間というのもきちんと取らないと、消費者というか、利用者は、今日言われて、じゃあ1ヶ月後というのでは大変厳しいと思います。高齢者の人は早目早目の準備で、そういうものは早くから少しストックしている方もいっぱいいらっしゃいますので、その周知の期間はきちんと取っていただきたいなと思います。

やっぱり町の地産地消、町の農産物を応援するというので、これは大きな規模で考えなければいけないんですけども、直売所の設置は、それが今の朝市ですね、あの規模を拡大するとかして、何か手だてをしていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

以上で2回目を終わります。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

朝市等をもう少し規模を拡大できないかということでございますが、生産者や販売者の募集を随時行っておりますが、なかなか増えないのが現状でございます。朝市お客様感謝デーとかそういったものを設けてましてPRしているところでございます。多くの方に来ていただき、それによって生産者もどんどん入ってくればということで期待しているところでございます。

また、地元の農産物を買うところがないのか？消費できるような場所が考えられ

ないかということですが、これにつきましては、自然農法グループや農協等集荷団体、また生産者の組織等と協議しまして今後地元の農産物が手に入るようなことを進めてまいりたい、協議してまいりたいと考えます。

また、石出堰や保健センターの脇の除草の関係でございますけれども、年に2、3回行っているわけでございますけれども、夏場はどうしても伸びるのが早くなるものですから、時期を工夫したり、草刈りの回数や、また利用者によりますボランティア等で除草ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

町民課長、河津静夫君。

町民課長（河津静夫君）

先程の山崎議員の枝木、あるいは値下げ、値上げの場合の周知の期間を早目にとか、そういうのは要望として捉えさせていただきます。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

公園の除草も、今、ボランティアにも協力していただいているということで、せっかくある東庄病院の脇の、ついこの間までは歩けるのかな、せっかく病院の周りにあって、健康の里づくりではないですけれども、その一環として公園が設置されているのかなと思ったら、入れない状況になっておりました。あれだっらないほうが、ないほうがと言ったら失礼ですけれども、意味がないので、きちんと管理していただいて、それこそああいうところにどなたか定期的に入っていただけるような工夫をしていっていただきたいなと思いました。

神代のふれあい公園のアスレチックの公園もそうでした。せっかくあんなにいい設備があるのに人は誰もいませんでしたし、あれではちょっと誰も子どもさんを遊ばせるという状況にはなれないかと思います。あるものであればきちんと管理しなければいけないし、できないのであれば何か方法を考えなければいけないと思いますので、もう一度総点検していただけたらと思います。

いろいろ要望のほうが多くなってしまいましたけれども、町民の声を届ける使命としてお伝えしておりますので、ぜひ前向きに検討ではなくて、前向きに動いていただいて、改善していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（土屋 進君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

東城グラウンドの有効利用についてお伺いします。

我が町には野球場は2ヶ所ありますが、サッカー場は1ヶ所もありません。時代の流れは野球よりもサッカーのほうに向いています。1ヶ所ぐらいはサッカー場があってもよいのではないのでしょうか。宮野台球場は、サッカーの練習などには貸し出しをしているみたいですが、東城グラウンドは野球以外のスポーツには貸し出しはしないとのこと。なぜですか。サッカーやグラウンドゴルフ、その他のスポーツ及びイベントなどに貸し出してはどうですか。町の見解をお伺いします。

質問事項2、東庄中学校の設備老朽化についてお伺いします。

6月議会においてもお聞きしましたが、通告していなかったため、お答えしていただけなかったので、改めてお伺いします。

駐輪場、特別支援教室の雨漏り、図書室、時計、グラウンド、その他いろいろ老朽化が目立ちますが、町としては補修、整備する予定はあるのでしょうか。あるとすればいつごろですか、お聞きします。

2回目以降は自席で行います。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、佐久間議員のご質問にお答えをいたします。

東城グラウンドにつきましては、東庄町東城グラウンドの設置及び管理運営に関する規則に基づきまして、町教育委員会が管理をさせていただいております。

使用の条件につきましては、第5条で軟式野球、またはソフトボールの試合、または練習を目的とするものに限るものとし、その他を目的とする使用に関しましては、ただし書きで教育委員会が必要と認めたとときと定めているところでございます。これにつきましては、当該グラウンドを野球場として整備したことからの規定であると考えます。

ご質問の要旨であります野球場以外の利用方法であります。公共施設の有効利用におきまして、時代の要求に応じた利用者の利便を図ることが第一義であると考えます。教育委員会といたしましては、軟式野球またはソフトボールのみに限定せず、他のスポーツも使用可能にするため、有効利用を念頭に置きまして、規則の改正を検討してまいりたいと考えております。

ただし、一方、公共施設につきましては、当然のことであります。地域住民を初め、公の方々の公共財産でもあります。その使用許可には利用団体個人の使用資格、使用目的の妥当性、使用に関わる施設の安全性の確保、更には管理にかかる経済性もとらなければならないものであります。

したがいまして、全てのスポーツ、その他、特に全てのイベント等をも対象に利用可能にできるかにつきましては、審議をされなければならないことと考えております。

更には、当該グラウンドにつきましては、現在、学校給食センターの建設候補地の一つであることも申し添えさせていただきます。

続きまして、ご質問事項の2、東庄中学校の設備の老朽化についてお答えをいたします。

ご質問の中で、ご指摘のありました施設のうち、まず、駐輪場につきましては、老朽化により腐食した鉄骨の柱の部分の補修工事を来年度予算で計上いたしまして実施したいと考えております。

次に、特別支援教室の雨漏りでございますが、現在、当該部分を含めまして、普通教室と校舎の北面窓からの雨漏りの改修方法を調査、検討中であり、こちらと併せて校舎全体の雨漏りを再調査して今後の対応を検討してまいりたいと思います。

次に、老朽化の故障で使用不能になっておりました体育館外壁に設置されております屋外時計でございますが、先般町内業者と契約を締結いたしまして、9月10日に開催されます中学校運動会までには新規の屋外時計を設置することとなっております。

次に、図書館とグラウンドでございますが、校舎は今まで改修工事を行っておりますが、図書館につきましては、建設時より未改修のままの状態でありますので、今後、生徒の利用状況にあわせた改修を検討してまいりたいと思います。

また、グラウンドにつきましては、学校側と協議し、使用状態を考慮した整備を

進めてまいりたいと思います。

その他、老朽化による修繕が必要な箇所につきましても、状況の調査・確認を行い、簡易な修繕につきましても、現年度予算の施設修繕費で対応し、大規模に修繕が必要な工事の場合は、補正予算、来年度予算で対応してまいりたいと思いますが、生徒の安全面を考慮し、緊急性が必要なものにつきましても、総務課と協議し、予備費で対応するなどして早急に修繕を行いたいと思います。

今後も生徒が安心して学校生活を送れるよう、施設の修繕を行ってまいりたいと考えます。

以上であります。

議長（土屋 進君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

東城グラウンドに関しては、では今後、サッカー使用なんかはできるという見解でよろしいでしょうか。

大きな広場ですから、災害時においても建物が崩壊や何かして、行き場所がないというときなんかには避難所として利用することなんかも検討してみてもどうでしょうか。

それと、この間、中学校のほうにちょっと視察に行ったら、校長先生と教頭先生が汗を流して草刈りをやっていました。この、ものすごい傾斜のある土手を、機械を使って刈るのは相当大変だと思います。町には業者もいますし、その人たちに任せたらどうなんでしょうか。先生方は教育をする立場でありますから、草刈りまでさせるのはどうかなと思ったんですけど、それと土手が、草が生えてしょうがないのであれば、防草シートというのもありますし、モルタルを吹きつけるという工法もありますし、生えないようにしてあげれば、草は出ないようにできるんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。お聞きします。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

まず1点目のサッカーは使用可能かというご質問でございますが、それにつきましては使用可能にするように、練習でございますが、整備を進めたいと思っております。

ます。

避難所につきましては、これは災害時には避難していただく、ただ設備的には揃っているかどうかという部分もありますが、テント等は当然張って、ご使用いただけることと考えております。

草刈り関係でございますが、こちらにつきましてはご提案ということで、これからの検討事項とさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

じゃあ、その見解が提出していただけるということでよろしいですね。

それとあと、サッカー場のグラウンド、コンポストとって、芝をちょっとこういう部分的に取り入れると、ばーっと芝になるという方法があるんですけども、そういうので地下に暗渠を入れて、芝を植えるという方法もあるんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

施工の詳細につきましては、それこそ検討事項ということでお答えをさせていただきます。

以上です。

議長（土屋 進君）

以上で佐久間義房君の一般質問を終わります。

次に、7番大網正敏君。

7番（大網正敏君）

7番、大網でございます。早速質問に入らせてもらいます。

質問事項、4年後に発生する廃校についてお聞きいたします。

初めに、有効利用について。平成32年度の笹川小学校の統合計画でございますが、学校施設は地域住民にとっての身近な公共施設であり、またその校舎などは地域のシンボリックな存在である場合も多く、廃校となった後もできるだけ地域コミュ

ニティの拠点として活用することが重要だと思います。町では、石出、橘、東城、神代、各小学校の廃校の有効活用について、どのように計画をしているのか。また、準備や手順の過程をお聞きいたします。

続いて、文部科学省は、「未来につなごう」みんなの廃校プロジェクトを立ち上げました。各地方自治体において、活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設等の情報に付いて、地方公共団体の希望に基づき、「活用用途募集廃棄施設等一覧」として集約し、公表をしています。より多くの民間企業・学校法人・NPO法人・社会福祉法人・医療法人などに情報を提供することで、廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングの一助になるものと思いますが、それについて町では応募等をどのように考えているのかお聞きいたします。

続いて、廃校の活用にかかわる住民参加をできるだけ参加できる方法を考えてみようではないでしょうか。

地域の小学校が廃校になっていくのは寂しいことで、特にお年寄りにとっては辛いことだろうと思います。自分が通った学校が無くなるなんて、自分の歴史が消されてしまうような気がします。また、地域社会の通信的な存在としての役割を果たしてきたとっております。そのような住民の気持ちを活用方法に取り入れたいと思いますが、いかがでしょうか。

要旨2、幼稚園2園についてお聞きいたします。

小学校の統合により、幼稚園も統合すべきではないでしょうか。平成22年度から笹川幼稚園、橘幼稚園の2園に定まりましたが、そして6年が過ぎ、なおさら園児の数も少なくなってまいりました。小学校が1校に統合されると東庄町に幼稚園が2園、必要であることが疑問に思えます。どのように考えているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。次回から自席で質問いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、質問事項1番、廃校について。要旨1番、有効活用について、また住民参加についてということで、総務課からお答えいたします。

昨年度、平成27年度に策定いたしました東庄町総合戦略では、小学校の跡地利用に関し、公共施設のマネジメント事業として位置づけられております。

本年度、8月2日に国の地方創生加速化交付金事業の採択を受けられましたので、この交付金を活用しまして、小学校4校の施設について、効率的、効果的な活用方法や可能性を含めた計画を策定するため、基礎調査を実施いたします。

この計画では、官民一体となった活用方法の検討を行うため、町民へのアンケート調査も実施いたします。

また、住民の意向も参考にしたいと考えております。

地域住民の提案や、理解を今後得るため、意見交換の機会を設けながら、小学校統廃合後、出来る限り空白の期間がないように新たな活用へ移行を目指すものでございます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、要旨2の幼稚園2園につきましては、私のほうからご答弁申し上げます。

幼稚園の統合に関しましては、さきの議会でも答弁申し上げましたとおり、幼稚園の入園対象児童に対する入園児童の割合が、ここ数年、減少傾向にあることと認識しております。

また、小学校の統合により、現橋小学校が廃校になることから、橋幼稚園の環境は大きく変わることとなります。このことは、跡地の利用方法にもよりますが、現行の橋幼稚園の園児数、また道路から奥まった位置では、当該園児の教育環境に安全面も含めまして、影響を与えると考えております。

これらのことから、教育委員会におきましては、小学校の統合と併せまして、最後の統合の検討を進めるよう考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

それでは、文部科学省の「未来につなごう」、その応募はしないということを確認いたしました。それで、我が町で独自の計画を持って、大綱の利用を進めていくということを確認いたしました。

それでは、年数のほうなんですけれども、あと4年で廃校になります。そうすると、今、アンケートをとって、そして地域住民の意見を聞きながらやるというのは、あと何年後というのは、わかれば年数を、何年後にこういうのをやるというのがわかりましたらお伺いいたします。

以上です。お願いいたします。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

事業の進め方といたしましては、今年度、先程申し上げましたように、いろいろな業務、それから委託等の作業を行ってまいります。

その過程でアンケート等を行う形になります。その計画ですけれども、各施設のポテンシャル、それを探っていくのがメインの業務になってまいります。当然、何らかの活用ということになりますと、住民を初め、町の考え方も含めて、それから民間の方法なども交えながら検討する必要があると思いますので、何年というのははっきり言えませんが、先程申し上げましたように、統合までの期間をできるだけ活用して、統合があった後、できるだけ空白の期間がないように対応をしたいと考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

わかりました。それでは、4校が廃校になるということで、大分、土地があくと思うんですが、先程教育課長のほうが、2園では、幼稚園をまた考えるという話なんですけれども、1校分を幼稚園と保育園を合併したような大きな施設というか、それに活用することはできないのでしょうか。

それと、各教室が耐震で丈夫なんでございますので、今、注目されているIOTですか、ワンクラス、ワンカンパニーですか、そのような事業を進めていったらい

かがでしょうか。お伺いします。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

ただいま幼保一体型施設ということでご提案がございました。教育委員会でも一部所管いたします。それらも一つの選択肢であると私は認識をしております。

以上です。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

教育の面は、教育委員会の方で考えていただくことになるわけですが、公共施設ということで、そちらの側面から見ていきますと、先程調査の関係で申し上げました。各施設の持つポテンシャルというのは、そういう調査によってだんだん明らかになってくるものと思います。

ですから、先程の幼保ももちろん選択肢の一つになるかと思いますが、この後、さまざまなデータ、それをもとにして総合的に計画していく必要があるかと考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

8番、城之内です。よろしく申し上げます。

教育環境の整備・充実について伺います。

最初に、東庄町立小学校統合計画について伺います。

東庄町立小学校の統廃合に関しては、少子化により児童数が減少する中、笹川小学校を除いて全て単学級、複式学級の懸念もある中で、平成26年8月に教育委員会より東庄町立小学校統廃合計画案が示され、平成27年12月に東庄町立小学校統合計画が教育委員会として機関決定され、示された中、統廃合計画案が統合計画に変わっただけとも言えます。

この間、十分な説明がなされているとは言えません。保護者、住民の声が反映されたとも言えません。2回の総合教育会議を経て、統合計画を策定し、平成32年4月に統合に向け、期限を考慮の上、教育委員の総意を以って決定したものとは言え、教育長が任命されていない中での機関決定には疑問を感じざるを得ません。教育長は教育委員会を代表し、会議を主宰して委員会をまとめると同時に、具体的な事務を執行する責任者であり、事務局の指揮監督者です。教育長が任命されていない中での機関決定に関し、経緯を含めて改めて教育委員会の見解を伺います。

平成27年12月に東庄町立小学校統合計画が教育委員会として機関決定し、示された中、6月議会全員協議会において、統合小学校施設計画が示され、説明があった中、東庄町立小学校統合計画の平成32年度に笹川小学校の位置に、統合の計画は変わらないとはいえ、これまでの説明と大きく乖離しています。東庄町立小学校統合計画のポイントである平成32年度に笹川小学校の位置に、統合に関しては、根拠として、平成32年度に普通教室、特別支援教室合わせて18教室が必要と見込まれる中、笹川小学校は平成32年度に18教室が確保可能となる見込みという統合計画の中で、統合時に必要な教室数が20教室となった中で、平成32年度に笹川小学校の位置に統合の根拠としている必要教室数、確保可能教室数の推計が異なった中、改めて検討し、説明する必要があると思います。教育委員会の見解を伺います。

次に、統合小学校施設計画について伺います。

統合小学校施設計画が6月議会全員協議会において示され、8月に統合小学校施設計画、校舎等の増築について説明があった中、東庄町立小学校統合計画、従来の説明と大きく食い違っています。児童数の推計見込み違いにより、平成32年度統合時に必要な教室数が18教室だったのが20教室に、確保可能な教室数については18教室が17教室に、不足教室数3という中、普通教室の増築及び理科室、音楽室の増築を含め、新校舎増築工事に4億5,000万円、トイレ改修、空調設備等、北校舎改修工事に2億2,000万円、南校舎改修工事に1億9,000万円、総事業費8億6,000万円という中、統合計画では平成32年度に児童数の推計と実数がかげ離れ、教室数の不足により、教室を増設する必要がある場合には、特別教室を簡易校舎建設で置きかえるなどの対策を講じ、施設整備費については必要最小限の経費で済むように対応を考慮するものとしします。

なお、平成33年度以降は児童数がさらに減少するため、現在の笹川小学校の校舎でも空き教室が発生すると見込まれます。また、現在の笹川小学校の校舎等をほぼそのまま活用した東庄町立東庄小学校が誕生することになりますとしています。統合小学校施設計画は統合計画の大幅な変更と言えます。理科室、音楽室の増築を含め、既存校舎の活用においても幾つかの変更があります。これまでの説明と大きく食い違っています。これらを踏まえると、説明が不十分です。丁寧な説明が必要であり、改めて検討、議論する必要があります。同時に保護者、住民への説明と理解を得る必要があると思います。教育委員会の見解を伺います。

併せて、東庄町立小学校統合計画が教育委員会として教育長不在の中、機関決定され、議会に示されたのが平成27年12月、統合小学校施設計画が示されたのが平成28年6月、にわかに施設計画が示された中、なぜこの短い期間に、2回の総合会議を経て、教育委員の総意をもって決定された統合計画や従来の説明と大幅に違う施設計画がいきなり出てくるのか。大幅に変更されたのか。この間、教育長も任命されています。含めて、どのような経緯で施設計画が取り進められたのか、明確な説明を求めます。

一方、教育環境の整備充実については、将来を担う子どもたちの教育環境ですから何ら異論はありませんが、統合計画、施設計画に関して、疑問、課題が多々あります。十分に検討、議論する必要と保護者、住民の意見の反映と丁寧な説明、理解を得ることが肝要です。

平成32年度に笹川小学校ありきではなく、拙速はいけません。統合小学校施設計画、校舎等の増築については、理科室、音楽室の増築を含め、統合小学校施設増築・改修工事総事業費8億6,000万円を見込む中、既存の校舎をほぼそのまま活用した必要最小限の経費としていた中、疑問を感じるとともに、学校施設の老朽化の懸念の中、東庄中学校を新たに建て替える際には、幼稚園、小学校を本敷地に移転することも視野に入るものと考えられますとしている中、一方、平成32年度以降は児童数が減少するため、空き教室が発生するとしている中、将来的に笹川小学校の位置で小学校が存続しない限り無駄になります。笹川小学校の校舎の老朽化の懸念もある中、将来、中学校の位置に移転するのか、将来的構想がわからない限り、判断できません。幼稚園を含めて教育委員会の所見を伺います。

財政的課題もあります。中学校校舎の老朽化に伴う建て替え、他の公共施設の老

朽化を含め、喫緊の課題として給食センターの建て替えの問題もあります。将来的な財政見通しを示す必要はあります。

給食センターの建て替えについて2点、伺います。

建て替えの時期については、統合計画と密接に関係するとしていた中、小学校統合と同時進行なのか、先行するのか、統合後になるのか、あわせて概算事業費の見込み額についてお尋ねします。

特別支援教育について伺います。

統合計画においては、特別支援教室を3教室確保している中、特別支援教育については、障害のある子どもたちの教育をめぐる環境はさまざまな施策によって充実し、改善され、発達障害のある児童・生徒への教育的対応については、小中学校においては必要な体制整備が着実に進んでいる中、全国の特別支援学級に在籍する児童・生徒は、全児童・生徒数の減少傾向とは対照的に増加の一途をたどっています。

2007年の学校教育法の改正により、特別支援学校や特別支援学級といった特別な場で行われていた特殊教育から、通常学級でもニーズのある子どもたちが個別の支援を受けられる特別支援教育へと変わった中、特別支援教育対象の障害は知的障害、自閉症、情緒障害、発達障害等、種類がたくさんあります。特別支援教育では、小中学校に全校の実態をつかみ、支援を検討する校内委員会の設置やその中心となる特別支援コーディネーターの指名、個別の指導計画作りなどが求められたところです。町の小学校における現状と対応について伺います。

健常児、障害児を分け隔てなく受け入れ、障害のある子も通常学級で授業を受けられる、子どもたち一人一人が必要とするニーズを把握し、適切な支援をする特別支援教育が掲げる目標のためには、施設と人と専門性が必要です。先生と児童・生徒、親の間で相互に認め合う心の共有も大事です。担任の先生方の負担が多くなる傾向も指摘されます。教育委員会の認識を伺います。

次に統合小学校の教育の方向性について伺います。

統合がゴールではありません。どんな学校にするのか、どんな教育をするのが最も大事です。教育の方向性について、学校教育では、知・徳・体の三つのバランスのとれた教育を目指すことが進むべき方向と考えるグローバル化に対応した教育活動として英語教育などを文部科学省の動きに合わせて進めていくアクティブラーニング（能動的な学び）をより一層進める必要があるという中で、改めて教育長に

統合小学校の教育について所見を伺います。

子どもの豊かな心を育て、健やかな体と確かな学力を身につけさせることは学校教育の不易の目標であり、学校教育における最大の使命は学力向上が基本であるという中、児童・生徒の学力向上は教師の指導力向上なくしてはあり得ません。子どもが学ぶ手応えを味わい、児童・生徒の学習意欲を高めることが肝要です。

日本の子どもに足りないのは応用力と学ぶ意欲、知識よりも考える力という指摘もされる中、教育や指導に望むこととして、基礎的な学力とともに、単に知識を身につけるだけでなく、自ら課題を設定して考える力、倫理など、社会生活で役立つ力への期待が強い調査結果もあります。

グローバル化と情報化が一層進む中、多種多様な価値観を認め合う姿勢、答えが一つでない課題に取り組む力が求められます。魅力ある学校教育、特色ある学校教育を展開する必要があります。教育長の所見を伺います。

グローバル化に対応した教育活動として、英語教育などを文部科学省の動きに合わせて進めて行くという中、2020年度から小中高校で順次始まる新学習指導要領では、小学校では英語教育が大幅に充実され、小学5、6年生の英語が「外国語活動」から教科に格上げされ、年間の授業時数は70コマ分に倍増、小学3、4年は35コマ分の「外国語活動」が始まるという中で、年間授業時間の最低基準を定めた「標準授業時数」は、外国語の時間増で3年生以降で35コマ分ずつ増え、他教科は時数が変わらないため、3年生は980コマ分、4から6年生は1,015コマ分に週29コマ分相当になり、事実上の限度とされるコマ数を超える中、子どもや教師の負担増の懸念と共に、増える時数をどう確保するかが課題となります。夏休み短縮や土曜授業を含め、教育長の所見を伺います。

あわせて小学3、4年生は35コマ分の「外国語活動」が始まります。歌や遊びなどの「話す・聞く」が中心で、現行の5、6年生と似た内容という中、小学校は話す、聞くを中心に、音声指導による小学校の英語教育が本来の目的とも言われる中、英語によるコミュニケーション能力の育成のためには、早い時期から英語に慣れ親しむことが望ましいという中、小学1年から英語を教えている公立小もあります。

外国語指導助手（ALT）との関わり、自分の考えや気持ちが伝わること、ネイティブスピーカーによる正確な発音を聞かせることが大切です。ALTの増員を含

めて教育長の所見を伺います。

アクティブラーニングについて伺います。

“自ら発見し、自ら考え、自ら行動し、自ら解決していく”という学び方のできる授業スタイル、アクティブラーニング（能動的な学び）をより一層進める必要があるという中、新学習指導要領の目玉、指導要領の大きな転換とも言える中、イメージ的にはアクティブラーニング、能動的な学習、理解できますが、具体的にどのような学習をするのか、どのような指導、授業をするのか、「何を学ぶか」から「どのように学ぶか」、「何ができるようになるのか」、主体的、協働的に学ぶという中、知識を教えるだけでなく、社会や生活で活用できる力を身につけるか、どんな力を育てるかは重要ですが、指導の視点、授業・学習方法を含めて、アクティブラーニングについて伺います。

あわせて学校図書館について伺います。

学校図書館は読書を静かにする部屋から、読書や学習を能動的に支援する機能、部屋を表現する「図書室」から機能を表現する「学校図書館」に、先生や司書教諭・学校司書の支援や指導により、課題に適したメディアから有用な情報を得て解決する学習に、やらされる学習からやりたい学習へ、「教わる」から「学ぶ場」へ変わってきた中、統合小学校施設計画では、図書室を学校図書館としている中、学校図書館の整備・充実について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、私のほうからはご質問要旨1、東庄町立小学校統合計画について、要旨の2、統合小学校施設計画について及び要旨3、特別支援教育についてに関連したご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、要旨1の東庄町立小学校統合計画については、教育長不在時の統合計画決定の経緯と委員会の見解に対するご質問がございました。

小学校の統廃合につきましては、平成23年12月に有識者による東庄町教育行政諸課題検討委員会を立ち上げ、少子化に伴う学校教育の在り方について諮問をし、平成25年11月に答申をいただいた後、教育委員協議会を重ねました。

この間、検討委員会、教育委員会の検討の中で、アンケート調査、ご意見を聞く会、説明会を丁寧に実施し、開催をしてきたところでございます。

これらの中で、統合につきましては5校を1校に統合し、位置は現笹川小学校の位置に、そして時期は平成32年4月からとすることについて、保護者の方々を初め、地域住民の皆様にも基本的にご理解をいただけたものと考えております。

さて、小学校の統合を進めるには、その準備としてさまざまな案件を処理しなければならぬところでございます。一例を申し上げますと、ハード面では統合小学校の施設、設備の整備、スクールバスの運行及びルート of 安全対策並びに通学路の検討、細かなことのようにございますが、体操服、上履き、名札の検討等がございます。

また、ソフト面では、統合小学校における教育方針、教育目標の分析と立案、学校経営計画の原案と策定、校歌、校旗、校章の決定、更には児童の交流事業の立案実施、保護者地域の方々を中心に組織いただいておりますPTA、教育振興会の体制の検討、更には廃校になる各校の現在までに培われてきた伝統、文化の扱い等でございます。これらの諸課題を処理するには、当然のことながら保護者を初め、地域住民の皆様はもとより、議会の皆様にもご理解をいただくとともに、財政的手当も必要であります。このようなことから、統合計画につきましては、さきの議会でも答弁申し上げましたとおり、昨年度は教育長が不在とはいえ、総合教育会議が2回にわたり開催され、本町の教育の基本理念の確認がなされたことを踏まえまして、平成32年4月の統合に向け計画をお示しする時間的期限を考慮の上、教育委員の総意をもって決定したものでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、統合計画と6月議会全員協議会でご説明した実施計画、あえて実施計画と呼ばせていただきます、が乖離している、改めて検討し、説明する必要があるとのご指摘がございました。計画の変更点であります校舎の増築の必要性につきましては、6月定例会の一般質問でお答えしましたとおり、児童数の推計値から確定値への違いによる増員と新学習指導要領で目指すこととなる、自ら学ぶ力の醸成、いわゆるアクティブラーニングに対応するものであります。これからも意を持ってご説明してまいりたいと思います。議員各位におかれましても、更にご検討を賜りたいと存じます。

続きまして、要旨2の統合小学校施設計画について答弁をさせていただきます。

まず、実施計画における増築は、変更が大きく、議論と保護者、住民への説明と理解が必要であるとのことご意見に対する委員会の見解について申し上げます。

さきに申し上げましたが、教育委員会といたしましては、統合につきましては5校を1校に統合し、位置は現笹川小学校の位置に、そして時期は平成32年4月からとすることについて、保護者の方々を初め、地域住民の皆様にも基本的にご理解をいただけたものと考えております。

これら基本的事項を変更する場合には、保護者、住民の皆様にも再度ご説明する必要がありますと考えます。これに対し、実施計画におきます増築につきましては、平成32年4月に統合を実現するための手法の一つであると考えます。本件につきましては、選挙で選ばれた町民の代表である町長、同じく選挙で選ばれた町民の代表である議員各位で構成する議会とで責任を持って議論し、検討し、決定していく事項であると考えます。

更にこの増築について、従来計画と大幅に異なる施設計画を取りまとめた件についてのお尋ねがございました。本件につきましても、さきの6月議会で答弁申し上げた内容と同様のこととなりますが、本年4月から教育長の就任と共に教職にあった方を臨時職員としてお願いし、統合小学校の教育施設の検討に加わっていただきました。その結果、普通教室3教室と理科室、音楽室の増築を検討する必要が生じてきたと判断し、教育委員協議会での検討の結果、新学習指導要領に対応可能な教育環境の整備は必要であると結論づけたところでございます。

次に、中学校の建て替えと幼稚園、小学校との合築を考慮した将来構想についてのお尋ねがございました。

本件につきましては、統合計画の資料編に検討事項として掲載をさせていただいた事項であります。中学校の建て替えとこれらに付随する事項は、まさに小学校統合後の本町におきましての学校教育における今後の検討事項であると考えます。

次に、統合計画と密接に関係するとされてきた給食センターの建て替え時期と事業費の見込みについてお尋ねがございました。さきの総合教育会議におきましても議題として取り上げられ、現、給食センターの老朽化を考慮しますと、建て替えは喫緊の課題であります。

教育委員会といたしましては、小学校の統合を考慮し、自校方式、親子方式、センター方式でのメリット、デメリットを検討してまいりましたが、それぞれに法律

の規制、買い過ぎの問題等、乗り越えなければならない諸問題が顕在化しております。これらの諸問題の解決を図りながら、適地に早急に建て替えを計画させていただきたいと存じます。

なお、事業費の見込みにつきましては、建設費につきましても検討中であり、また調理器機の選定もこれからでありますので、大まかなことしか申し上げられませんが、約8億円から12億円程度を想定しております。

続いて、要旨3、特別支援教育について答弁させていただきます。

初めに、町の小学校における現状と対応についてお答え申し上げます。

まず、現状について申し上げます。本年8月1日現在の特別支援学級に在籍している児童数は町全体で知的障害のお子様が15人、情緒障害のお子さんが8人でございます。学級数は知的が5、情緒が4教室となっております。

児童数に対する割合で申し上げますと3.56%となっており、児童数が減少している中、特別支援学級の児童数にあまり変化がないことから、全体としての割合は増加傾向にあるものと考えております。

次に、対応でございます。

特別支援コーディネーターを各学校ごとに一人指名し、校内や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役を担っていただいております。

また、障害や問題行動のある児童に対し、学校における日常生活動作の解除及び安全面の確保を行う介助員や学習活動上のサポートを行う学習支援員を配置し、それぞれの支援を行っております。

さらには、心身に障害を持つ児童生徒に対し、主に就学についてご助言をいただいております東庄町就学指導委員会につきましては、その所掌事務を就学後の支援の助言にまで広げ、委員会の要請を東庄町教育支援委員会に改めさせていただいたところでございます。

次に、障害のある子どもも通常学級で授業を受ける、いわゆるインクルーシブ教育に対する教育委員会の認識について申し上げます。

障害者が積極的に参加、冒険できる社会、いわゆる共生社会の実現が重要課題とされ、各分野においてさまざまな取り組みがなされております。障害者基本法の改正、障害者差別対処法の制定により、それらに対する取り組みが教育の現場にも要請されているところであります。

インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件として、支援のために必要な教育環境が整備されること、いわゆる基礎的環境整備。また、個々に必要となる適当な変更調整、いわゆる合理的配慮が提供されることとされております。

ただし、この合理的配慮のポイントといたしましては、学校の設置者及び学校に対して体制的財政面において均衡を逸した、または過度の負担を課さないものと定義をされているところであります。

本町におきましては、障害のある児童生徒の状態は一人一人異なるため、現状では各学校で全ての児童生徒の障害に応じた対応は困難な状況になると言わざるを得ません。しかしながら、昨年度まで中学校におきまして車椅子のお子さんに通常学級で学んでいただきました。このため、介助員を配置するとともに、階段を車椅子のまま移動できる昇降機を購入し、支援した実績もございます。

これからも障害者本人の希望はもとより、保護者、有識者のご意見を聞きながら、障害の種類、程度に応じた町の施設体制の中で可能な対応をしてみたいと考えます。

私のほうからは以上です。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

（午前 11 時 46 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（土屋 進君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、私のほうから城之内議員の質問要旨 4 番目の統合小学校の教育の方向性についてのご質問にお答えいたします。

統合小学校の教育についての教育長の所見ということでご質問ありましたが、これは特色ある教育、魅力ある教育の展開と関係のある内容でございますので、あわせてお答えさせていただきます。

統合小学校の教育につきましては、これまでも説明してまいりましたが、知育、

徳育、体育の、知・徳・体の三つのバランスのとれた教育を目指すことであり、中でも豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心などをしっかりと身につけていけるような教育を行っていきたいと、このように考えております。

特に小学校6年間は強い心を持った児童の育成に重点を置いた教育を目指せるように教育委員会として支援してまいりたいと、このように思っております。

具体的には、教科の学習や学校生活を送る中で教師との関係、友達との関係を通して、この子どもたち自身が自分の考えや思いを明確にさせて、本町の子どもたちが統合された小学校にあったさまざまな行事や活動を通して、子どもたち一人一人が自信を持って生活していけるような学校にしていくことが魅力ある学校、特色ある学校と言えるようになると、このように考えております。

次に、英語教育についてお答えします。

英語教育は平成32年度から新学習指導要領で、現在、5、6年生で行っている週1時間、年間35時間の外国語活動を週2時間、年間70時間の英語教育を行い、そしてその評価をしていくということになっております。また、3、4年生も新たに週1時間、年間35時間の外国語活動を行うようになります。議員ご指摘のように、3年生から6年生まで、新たに英語教育、外国語活動を週1時間増やしていきますので、学級担任制の小学校の教師の負担は間違いなく大きくなると、このように思っております。

また、外国語活動や英語教育で増える3年生から6年生の週1時間分は現段階ではそのまま上乘せされるような話も出ておりますし、文部科学省ではモジュール方式、例えば1年間、週3日だけ15分ずつ行うという方式も考えているようでございます。

そのときには文部科学省で教材案を提示するというようなことも話題として出ております。ほかにも夏休みや土曜日に行うということも話として出ておりますが、現行制度では土曜日、或いは夏休みは正規の授業日ではありませんので、そのときに評価を伴う学習をするということは適切ではないと私は考えております。

この英語教育、外国語活動については、小学校の高学年を担当する現職教職員の英語免許取得のための認定講習の開設支援や外部人材活用支援なども含めて、平成32年度から円滑に実施できるように文部科学省で計画的に準備することになっているということでございますが、本町でも現在、5、6年生の外国語活動に派遣し

ているJTE、日本人英語指導者の派遣時間を増やすなどして、本町の実情に合った英語教育、外国語活動が行えるようにしていきたいと、このように考えております。

現段階では、外国語活動や英語教育については明確に示されていない状況でありますので、今後、文部科学省の発表等に注視していきたいと考えております。

次に、アクティブラーニングについてお答えいたします。

アクティブラーニングは大学で行われていた、教授が学生に一方的に知識を教え込む授業や講義形式の授業だったものを、学生が能動的、主体的に学べるようにしようとした授業形式をアクティブラーニングと言っていたようでございます。文部科学省では、「何を学ぶか」から「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」ということで、次期学習指導要領を改善していくとしております。そして、主体的な学び、対話的な学び、深い学びがアクティブラーニングの視点ということを示されました。今後、改定された新学習指導要領が示されてから具体的にどのような授業をしていくのか研究、研修がなされていくと思います。一方的に先生の話聞いて理解するだけの授業からの脱却ということで、生徒による討論、あるいは教え合い、発表などを折り込んだ授業はこれまでも小学校や中学校では行われてきました。このような学習形式がアクティブラーニングと言われるものだと思っております。

ただ、これから新学習指導要領で示されるであろう基礎的、基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して、課題を解決するための必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度、この3要素をより意識して、子どもたちが協力して行う発見学習、課題解決学習、体験学習、調査学習、グループ学習などの学習形式、いわゆるアクティブラーニングをより進めていく必要があると、このように思っております。

最後に、学校図書館の整備、充実についてお答えいたします。

まず、統合小学校では図書室を学校図書館という名称で示させていただきました。これは学校図書館法では、学校図書館とは、学校において図書館資料等を児童生徒の利用に供することによって、児童、または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備というように定義されておりますので、統合小学校の平面図では、学校図書館というように示させていただきました。通常は、多くの学校で図書室と呼んでおりますが、現在では読書ルームと呼ぶ学校もあるようでこ

ざいます。

また、新しい学校に集まる蔵書は町内の笹川小学校も含めた五つの小学校からたくさんの本が集まるわけですので、それらの書籍の整理を行い、子どもたちが使いやすい、活用しやすい学校図書館となるように整備していきたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

時間もありませんので、新学習指導要領を含めて、教育の内容とか、これからの統合小学校の教育については次の機会にお聞きします。

それと施設計画については、やはり統合計画と大きく違うというか、大幅に変更された面があると思います。課長、施設計画は一統合計画の実施計画ということでしたけれども、やはり実施計画は統合計画に沿って設けたものであって、これだけ違うとやはり改めて説明する必要はあると思います。12月に統合計画が機関決定されて、6月にいきなり示されるというのもおかしいとは思いますが。

それと1回目の質問でも伺ったように、なぜそれだけの短期間にそれだけ変わるものか。浅羽先生から教育長に新しく任命されたとありますけれども、浅羽先生、教育長に関しては4月ですから、この短期間に変わったという疑問はあります。

それと統合計画が、教育長が任命されていない中での機関決定には、説明というか、課長からありましたけれども、これはやはり統合計画案だったものが計画に乗っただけで何ら変わっていない部分があるわけでありますから、そこで機関決定する必要はなかったとは思いますが。

それとやはり財政的な面に関しても、この間、説明があったところなんですけれども、8億、9億円近くの金、ここ何年間でも一般会計決算状況、3億、4億の留保財源があるとはいえ、やはり施設計画の約9億円だけではなくて、給食センターに関しても、先程課長からあったように、概算でしょうけれども、8億から12億円かかるわけですから、これは給食センターに関しては喫緊の課題だと思えます。一日も早く云々言っていますから、それを含めると施設計画にも関わるわけであって、その施設計画の約9億円だけで余裕とかなんとかという問題ではないと思いま

す。それについて、これから決算をやりますけれども、3億円程度の留保財源、確かに実質収支ありますけれども、今年度の決算において実質単年度収支はマイナスになっております。それだけではなくて、中学校も40年以上経っていますし、公共施設の老朽化の問題を含めて、将来的な財政見通しをしっかりと立てる必要があると思います。

以上です。

議長（土屋 進君）

答弁はあれですか。

8番（城之内一男君）

答弁、財政見通しを含めて、その辺はやはりはっきり示すべきだと思います。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

ただいま財政計画ということでお話がございました。財政計画ですけれども、非常に条件設定等、難しい部分があることも事実であります。特に景気の動向等は、我々では読めない部分が非常にございまして、推計するとなると、いろいろな条件を設定して、その条件のもとで推計するというような作業になります。ですから、現実との乖離、そういったものはご容赦いただいて、計画を立てるという形になります。ですから、計画といたしましては、あくまでも参考程度ということでお受け取りいただきたいと思います。

これについては、また後ほどお示しできればと思います。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

その財政見通しというか、それも含めて、小学校の統廃合施設計画についても、やはり施設計画はかなり大幅に違ってきている面がありますから、それでどうか云々じゃなくて、議会に対しても、議会に対しては政策の最終決定は議会にあるわけですから、それは理解を得るために必要だと思います。

それとこれだけ計画が大幅に違ってきたことは、課長は計画云々は町民にも理解されている、周知されているという面がありましたけれども、計画を示しただけで

あって、実際に周知をされているかという部分はわからない部分がありますし、18教室だから笹川小学校という部分で理解をされている面もあると思います。ただ、それだと何もやらないような感じで多分約9億円かかることになる、また違うと思うし、やはりここで9億円かけるんだったら、笹川小学校の位置でやるんだったら、個人的には南校舎を建て替えるとか、この方法もあると思います。

中学校の位置に行くんだったら、これだけのお金をそのときのために投資するという方法もありますし、いろいろな選択肢があるわけですから、それは議会を含めて町民にも十分に説明する必要があると思います。

これは答弁要りませんけれども。以上です。

議長（土屋 進君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

次に、9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

9番高木です。一般質問をさせていただきます。

今まで町民の皆様からさまざまなご意見が私に寄せられております。その中から教育行政と行政執行上の問題について、質問をいたします。

まず、教育行政について。

要旨1、児童・生徒の安全について。

近年、全国的に不審者による児童・生徒への犯罪等のニュースが報道されていますが、本町においても他人事では済まされないとと思いますが、町はどのように考えますか。また、通学路の点検及び見直し等についてお伺いいたします。

質問要旨2、小学校統合後の跡地利用について。

小学校が1校に統合されると、4校が廃校となり、空き家となる可能性があります。町はこの4校の空き家対策をどのように考えますか。お伺いいたします。

要旨3、文化教養面の予算について。

文化教養面の予算については、他の市、町に比べて少ないのではないかと思います。図書館の整備や文化講演会等は重要な施策かと思いますが、町はどのように考えますか。お伺いいたします。

次に行政執行上の問題について。

質問要旨1、道路の維持管理について。

台風や秋の長雨シーズンに入り、町道の維持管理はどのように行われるのでしょうか。舗装道路の路面、U字溝、ガードレール等の点検、清掃及びその回数においてお伺いいたします。また、町道の法面の草刈りや維持管理はどのようになっていますか。お伺いいたします。

要旨2、職員の勤務実態及び人事管理について。

4月5日付の読売新聞によると、本町職員が自身のフェイスブックに仕事上の不平不満を投稿してしまいました。町は、言葉が粗雑で乱暴、町民に嫌な思いをさせることは、公務員としてはあるべき姿ではないとしました。本来なら上司と相談して問題解決をすべきと思いますが、投稿の最初に「きょうすぐくアツマにきて」とあるように、上司との相談が上手くいかなかったのではないかと思います。粗雑で乱暴な投稿と片づけるのではなく、なぜこのような投稿がされたのか究明する必要があります。職員が生き活きと活躍していただくことが大事なことです。今回の件に関して、どのように考えますか。また、人事管理について見解をお願いいたします。

要旨3、政策の公平・公正について。

小学校の蔵書が基準の100%を達成しているところがある一方で、60%程のところもあります。学校での教育格差のあることについてびっくりしました。このまま放置していいのでしょうか。

また、道路整備においても、地区によってはかなりの隔たりがあります。毎日利用する生活道路の整備についてですが、等しく納税している町民としては、家の前の道路が赤道ということで、整備されない不公平感があります。町はこれらの不公平感を一掃する考えはありますか。お伺いいたします。

要旨4、町の施設の管理について。

町の施設は、町民の大切な財産です。それらの施設の管理については、規則にのっとり適正に管理されているのでしょうか。町の施設に関して、次のような投書がありました。合鍵を使って無断で室内に入り、無断で電力を消費していたということです。これらの行為は全て法に触れるものと思いますが、町はどのように考えますか。お伺いいたします。

要旨5、農業の施策について。

T P Pが発効されると、農家の8割以上が離農するのではないかと思います。

離農するということは、職を失うということでもあり、人口減少は一段と加速されます。本町独自の農業施策が求められますが、全く見当たりません。私は以前、農業会議を立ち上げて、農業のことを真剣に考えてほしいと提案しましたが、農業委員会やいろいろな人の話を聞いて、農業のことを考えますということで、農業会議は必要ないということでした。

そこで伺います。農業委員会では、本町農業の将来ビジョンや農業施策等について話し合われていることと思います。会議の内容等についてお伺いいたします。

要旨6、町の情報公開について。

地方議会の最高位にあるのが東京都議会なのかと思います。今度の都知事選挙により、一般の人が知らなかったことが次々と報じられました。政治活動費や議員の視察に多額の税金が使われること、公用車の使われ方やドンと言われる人を中心に一握りの人によりいろいろなことが決まってしまう、いわゆる都政におけるブラックボックス。オリンピック予算においても3倍以上に膨らんでいるということでした。本町においても小学校の統合に向け、教室の増築とリフォーム、給食センターの新築等、大型予算が見込まれます。町は議会に対して丁寧な説明と詳細な情報の開示をすべきです。国においては、防衛や外交上の問題で開示できないこともあることは理解できますが、本町においては全ての情報は100%開示すべきであると思います。小学校統合に関する設計書や積算書等は入札前は開示できないということですが、入札後は開示していただけますか。お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、ご質問事項の1、教育行政についてお答えをいたします。

初めに、要旨1の児童生徒の安全について申し上げます。

児童生徒の安全につきまして、本町におきましては、小学校入学時に全校児童に防犯ブザーを配布し、登下校時に不審者に遭遇した際には防犯ブザーを鳴らすよう、指導を行っております。

また、小学校低学年の下校時間にあわせて広報無線を使い、子どもたちが安心して家庭へ帰れるよう、広く町民の皆様に見守りをお願いしているところであります。

今後も児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう、安全対策に力を注いでまいりたいと思います。

次に、通学路の点検見直しについてお答えをいたします。

まず、交通安全面では、平成26年度より東庄町教育委員会、東庄町まちづくり課、町総務課、香取警察署、香取土木事務所、小学校代表者を構成員とした東庄町通学路安全推進会議を設置し、年に1回、6者による通学路の合同点検を実施して、危険箇所の把握を行っております。対策が必要な危険箇所の対応でございますが、県道に関しては香取土木事務所が、町道に関しては町まちづくり課が、それぞれ対応策を講じることになっており、横断歩道や信号機設置などの交通安全に関しましては、香取警察署が対応することとなっております。

また、ご質問の趣旨の防犯面であります。通学路に町管理の通学路防犯灯を現在706灯設置し、教育課職員で年に2回、夜間に一斉点検を実施し、玉切れなどの故障を修繕しているほか、自治会や住民の皆様からの通報にもよりまして、修繕を随時行っております。これからもより一層の通学路の安全確保に努めてまいりたいと思います。

私のほうからは以上です。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、私のほうからは質問事項1番、教育行政について、要旨2番、小学校統合後の跡地利用についてということで、お答えさせていただきます。

先程大網議員の方にも説明したとおりでございます。国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、今後、小学校4校の調査、計画策定を行う計画でございます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

続きまして、要旨3、文化教養面の予算についてお答えをいたします。

文化教養面の予算について、他の市、町に比べて少ないのではないかとご質

問であります。

まず、図書館業務について申し上げます。図書館業務につきましては、東庄町図書館と石出分館の2館で図書の貸し出しを行っております。

平成28年度の図書館費予算として、574万5,000円を計上し、備品購入費として図書購入に120万円の予算を計上しております。

平成27年度は、図書の購入費に1,193万533円を充て、775冊の図書を購入いたしました。

現在の蔵書総数は2万1,955冊、また登録者数は3,133人でありまして、年間の利用冊数は1万6,986冊であります。

読書活動の推進を図るため、平成27年度から子どもの読書週間と秋の読書週間に併せ読書スタンプラリーを導入し、より読書を楽しめる機会を設けました。

また、子どもを対象におはなし会、おはなしキャラバンなどを継続して行い、読書に親しみやすい環境を提供しております。

なお、小中学校の授業に使う資料の貸し出しを町図書館及び千葉県立東部図書館並びに県内図書館と連携して対応できる体制を整えております。

今後も町民のニーズに応えるために千葉県立東部図書館及び県内図書館との連携を含め、利用者の利便の向上と図書館の充実を図ってまいります。

次に、文化講演会等についてであります。上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなど、コミュニティ活動の充実強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上のため、隔年で文化講演会の予算を計上し、著名な講師等を招いて講演会を実施しております。

平成27年度は花田景子氏を迎え、東庄町町制施行60周年記念文化講演会を実施いたしました。このような隔年度の文化公演のほかに各種公民館主催公演講座を通して、大学教授や専門家を招き、それぞれの講座に適した内容での講演、または数講座合同の講演会を開催しております。

町民のニーズに即した内容で、質の高い文化に触れ、心の豊かさを醸成させる文化講演会等は、今後も継続して実施していく必要があると考えております。

私のほうからは以上です。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、私のほうから質問事項2、行政執行上の問題について、要旨1、道路の維持管理についてお答えいたします。

道路点検の通常パトロールは、まちづくり課の施設管理班、臨時職員を含めませんが、職員によりまして休日、祝日を除き、ほぼ毎日実施しております。

パトロールの結果、舗装やU字溝、ガードレール等の破損及び路上の倒竹木、支障物を発見した場合は、軽微なものについては施設管理班がその都度、補修や清掃を実施しております。職員で対応できない部分につきましては、業者に依頼して補修工事等を実施しております。

台風や秋雨前線等による大雨の際の道路点検は、施設管理班に加えて、他の職員で班を編成しまして、異常気象時等パトロールを実施しております。早目の対策と措置が取れるように努めているところでございます。

また、町道の草刈りにつきましては、主要道路及び通学路を中心に年間2回、業者発注しております。あわせて施設管理班職員による草刈り作業も実施しております。のり面の草刈りでございますが、通行上支障がない場合はほとんど実施していないのが現状でございます。限られた予算の中で今後も通行に支障を来さないよう、良好な状態を保つように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、引き続きまして、質問事項2番、行政執行上の問題についての内、要旨2番の職員の勤務実態及び人事管理についてということでお答えいたします。

SNS、フェイスブック、こちらへの職員による投稿があったことは事実であります。また、それに関して報道があったことは皆さんご存じのことだと思います。

町は本人から詳細について聞き取りを行いまして、相手方に謝罪するよう指導してございます。本人は、仲間内しか見えない状態、閉ざされた設定を使用していたものでございます。そのため、公開されることを想定していなかったということでもございました。

しかし、本人の知らないところで仲間内の誰かが公開状態でSNSを使用してい

たため、大勢の目にさらされるところとなったもので、本人の意図により拡散されたものではございません。本人は、直ぐに上司と共に相手方のところに謝罪に行っております。直ぐにお許しをいただいたところでございます。

S N S は、個人の権利でありまして、活用方法によっては非常に便利で、有効な情報伝達手段でございます。とは言いましても、公務員が住民を不愉快にさせるようなことは好ましいことではございません。今回のことは職員本人も十分反省しております。また、町としましても、二度とこのようなことが起きないように、他の職員に対しても指導を行ったところでございます。

上司と相談をして問題を解決すべきとのご質問でございましたが、今回の件に関しましては、個人が日記に書くべきことをS N S に掲載してしまったということだと思います。通常の仕事上の問題については、上司と相談をする体制は確保できていると考えております。役場職員が生き生きと仕事ができるような環境づくり、組織づくりを今後とも心がけていきたいと思っております。

続きまして、要旨3番の政策の公平・公正についてということで、不公平感を一掃する考えはあるかというご質問でございしますが、総務課から一括して答弁させていただきます。

町では、常々公平な行政運営を目指して各種施策や業務の執行を心がけ、取り組んでいるところでございます。仕事や業務の持つ性格によりまして、ご本人の意思に関わらず、指導や協力を求めることがございます。そのようなとき、一部には自分の思うようにならなかったということをもって不公平とおっしゃる方もいらっしゃるかも知れません。人間同士のことですから、同じ結果でも不平不満は出ることがあるかと思っております。これは社会の一定のルールを運用する側と、それを受け取る側、双方の相対的な関係であって、物事を受け取る側の感情も大いに関係するのではないかと思います。そのようなことから、一概に不公平とは言いがたいということもご理解いただきたいと思います。

続きまして、質問要旨4番、町の施設の管理についてということで、法に触れるかどうか、町の考えということでございます。

これは一般的には法に触れることだと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

農業委員会事務局長、高木浩一君。

農業委員会事務局長（高木浩一君）

それでは、質問事項 1、行政執行上の問題について。質問要旨 5、農業の施策についてにお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、町の基幹産業であります農業にも大変厳しいものがあります。TTPや少子高齢化、農業後継者の減少、耕作放棄地の増加であります。そのような中で、農業委員会は今年 4 月から新しい農業委員会制度によりまして、農業委員 10 名と農地利用最適化推進委員 10 名の合計 20 名でスタートをしております。高木議員も農業委員の経験者ですので、内容についてはよくご存じかと思いますが、農業委員会では、許認可だけでなく、新たに農地等の利用の最適化の推進として、これを達成するために遊休農地の発生防止、解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけに日々取り組むほか、人・農地プランなど、地域の話し合いで担い手への農地集積に向けた機運づくり、戸別訪問等を通じた農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動により、農地利用の集積、集約化に取り組んでいるところでございます。

このような活動を行う上で、農業委員と農地利用最適化推進委員が積極的に連携をして、地域農業の振興に向けて活動しているところでございます。

以上で答弁を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、引き続きまして質問要旨の 6 番、町の情報公開についてということで、お答えさせていただきます。

まず、設計・積算書の開示ということでございますが、今現在も案件によりましては予定価格等を事前に公表等を行っております。公表可能なものについては、お示しできますが、積算書ということになりますと、公正取引の観点もございまして、開示のほうは難しいものと考えております。

次に、情報公開というお話でしたが、今回、話題に昇っております小学校の統合に関しては、子どもたちのためとはいえ、事業化を急ぐ余り、町としても性急過ぎたのかなというふうに深く反省しているところでございます。

この反省を踏まえまして、この後、本議会の最終日、全員協議会や、また別の機会を捉えまして、議会の皆様とも意見を交わしていきたいと考えております。議会と町と一緒に物事を考えられるよう、できる限り情報はお示しするように努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては今後ともお知恵をご教示いただければとお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

先程の答弁で27年度の図書費の決算額に言い間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

私、1,193万円と申し上げました。大変申し訳ございません、193万533円であります。申し訳ございませんでした。訂正いたします。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

道路の維持管理についてですが、法面の草刈りに要する経費は年間幾らかかるのでしょうか。

また、これらに多大な経費がかかると言われておりますけれども、シルバー人材センターの活用を大いにやっていただきたいと思えます。

それから、2番目の職員の勤務実態及び人事管理についてなんですが、今回のSPF豚の販売に関して、町の職員が一業者の販売契約していたということですが、職員の業務としては、一線を越えてしまったような気がいたします。町職員としては、この町のSPF豚のPRと販売促進に徹するべきではなかったのかなと思えます。SPF豚とは、そもそも衛生管理の徹底と飼料効率の向上により、利益率の改善を図るのが目的であると言われております。SPF豚と旨さの関係については、町はどのように考えているのでしょうか。ブランド豚として、一生懸命PR、宣伝しております。大いに結構だと思えます。この豚の旨さとの関係についても、お伺いいたします。

それから、3番目の政策の公平・公正についてですが、その人の感じ方によって、それは違うということですが、私は1回目の質問をしたとおり、不公平感があると思います。ぜひこれは正していただきたいなと思います。

それから5番目、農業の施策についてですが、残念ながら東庄町では町独自の農業の施策がありません。農業委員会の仕事としては、許認可、それと耕作放棄地についての、いろいろな施策をやっているということですが、農業委員会としては、この町の農業の将来ビジョンについて、どうしたらいいのか、そういうことを真剣に取り組んでいただきたいと思います。その辺についてどうなんでしょうか。もう一度お伺いします。

それから最後に、情報公開についてなんですけれども、再度お聞きします。小学校統廃合に関する設計書、積算書等は、事前には開示できないということはわかりました。入札の終わった後は、これは開示していただけるんでしょうか。お伺いします。

以上です。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、2回目の質問にお答えいたします。

法面の草刈りにつきましては、基本的には業者発注しておりません。町の施設管理班で危険な場所について草刈りを実施しておりますので、金額については予算の方では出てきておりません。

それとSPF豚についてということでございますが、SPF豚につきましては、農協系と商業系の二つでそれぞれブランド化を図っております。また、SPF豚以外でも養豚農家はあるわけでございますので、全て町の振興のために平等に進めているところでございます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

役場行政の公正・公平ということでございますが、これに関しましては、今ま

でも、これから先もそうですが、町としては公正・公平、これを目指して業務のほうを努力していきたいと考えております。

それと、あと小学校の統合の積算書、設計書ということでございました。入札終了後、設計書に関しては、開示は可能だと思います。ただ、これはそれぞれの単価、そういったものが入っていないものになろうかと思えます。金額の入ったものに関しましては、我々といたしましても、開示に関してはちょっと今後検討が必要かと考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

統廃合にかかる設計書ということですが、設計書に関しましては、まだ存在をしておりませんので、あと予算関係をお願いするときに、それぞれ、私ども実は、本来であれば、積算が可能な職員がおれば、本来積算しなければならないわけですが、まちづくり課の道路の担当のように専門的な職員がおりません。要するに、学校の校舎、それから給食センターの設備を設計できる能力がある人間は役場におりませんので、したがって、概算の見積もりを出すこととなります。これにつきましては、お叱りを受けるところではございますが、近隣の状況等を見ながら、概算のお見積もりを出すということとなります。

したがって、正式な設計になりますと、これから設計業者等、それからそれが可能な業者さん等を入札なり指名審査会を経まして、随意契約なり等で決めてからお示しすると思えます。

ですから、高木議員がお求めの見積書とか設計書というふうになりますと、やはり総務課サイドのいわゆる情報公開に乗ってくる部分かなと思えます。

私どもが説明不足だとお叱りを受けておりますのは、その私どもが近隣の状況から集めた見積金額ということになろうかと思えます。そちらにつきましては、先程答弁で申し上げましたように、8億円から12億円という、この数字とか、そういう部分のものでございますので、そちらにつきましては、その程度の額のものにつきましては、これから随時取り組みの中で加えさせていただきたいと思えます。

ですから、議員のおっしゃる設計書、それから正規の見積書については、情報開

示の対象外になろうかと思いますが、そういうニュアンスでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（土屋 進君）

農業委員会事務局長、高木浩一君。

農業委員会事務局長（高木浩一君）

今、高木議員のほうから、町農業の将来ビジョン等についてということのお話がありました。ですが、今現在は東庄町農業委員会では、地域農業、将来に向けての農業ビジョンというものは作成してございません。作成はしておりませんが、今現在、農地等の利用の最適化の推進に関する指針というものを今現在検討している段階でございます。担い手への農地の集積、それと耕作放棄地の発生防止、解消と新規参入の促進など、農地等の利用の最適化に向けました目標を区域ごとに、委嘱をいたしました農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんのお声をくみ上げる形で農業委員会としてこれから検討して、設定していく予定でございます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

では最後、なかなかいい答えが返ってきませんので、要望事項として聞いていただきたいと思います。

法面の草刈りなんですけれども、これも町の作業班がやっているから、幾らかかるかわからないということでしたが、どれくらい道路の法面の草刈りにかかるのか、そういうことは是非出してもらいたいと思います。

それで、シルバーを使って、どんどん綺麗にしていく、そういうことをやっていただきたいと思います。

あとこの政策の公平性についてなんですけれども、これもなかなか歯切れのいい答弁は返ってきませんでした。公平にやってくれているなと町民が思えるような公平・公正な政策をやっていただきたいと思います。

それから、農業委員会のことなんですけれども、農業委員さんとしては、農地の許認可とか、それから農地の集積とか、そういうことが主な仕事だと言っています

が、それも仕事には間違いありません。だけれども、一番大事な仕事は、町の農業の将来ビジョンについて、どうなんだということを是非毎月農業委員会をやっていくんですから、そこで語って、打ち出してもらいたいと思います。

最後に情報公開ですけれども、これもなるべく情報はオープンに公開する、そういう方向で行ってもらいたいと思います。例えば、自分の住宅を建てるとしたら、なるべく安く、しかも質のいい住宅を欲しいわけです。何か町の公共施設の場合は、その見積もりも上がらないんですから、それを決める、議会としてはわからないわけです。それがそういう決まりだといえましょうがないんですけれども、いい建物を一番安い方法で建てる、そういうふうにやってもらいたいなと思います。

以上です。

議長（土屋 進君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。ここで暫時休憩とします。再開は2時10分からとします。

（午後 1時59分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

議長（土屋 進君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、同意第15号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第15号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

このたび、多田和代教育委員が9月30日で任期満了となるため、後任に岩井利幸さんを任命いたしたく、提案をさせていただいた次第でございます。

岩井さんは、笹川地区にお住まいで、現在48歳です。笹川小学校PTA副会長、

同会長、東庄中学校PTA副会長等を歴任し、PTA活動を通じ、町の教育の振興に尽力をされました。

また、現在は防犯パトロール等のボランティア活動にも参加され、町民からも厚い信頼を得ておられる人格者でありますので、まさに教育委員として適任であると考えております。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第15号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第15号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東庄町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第4号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、一般会計補正予算(第2号)の専決処分について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,481万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として創設された地方創生加速化交付金事業について補正を行うものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

総務課長、多部田秀也君。

総務課長(多部田秀也君)

それでは、私のほうからは平成28年度東庄町一般会計補正予算(第2号)について、内容を説明させていただきます。

まず、今回対象となる事業は、地方創生加速化交付金事業ですが、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、新三本の矢の取り組みのため、平成27年度、国補正予算により創設されました。

対象となる事業分野は、まず一つ目が仕事創生、二つ目が地方への人の流れ、三つ目が働き方改革、四つ目としてまちづくり、この4分野で東庄町総合戦略に位置づけられた事業である必要がございます。

また、交付金の補助率は基本的に100%であるため、財政面からも有利な交付金と判断したところでございます。

これらのことから、東庄町総合戦略で計画した事業について検討を行い、まちづくり小さな拠点分野として、小学校統合後の施設の再活用について事業計画を作成いたします。

本事業については、8月2日付で交付金対象事業に決定され、速やかに交付申請を提出する必要が生じたため、補正予算について8月12日付で専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

初めに歳出から申し上げますので、議案書の9ページをご覧くださいと思います。

予算科目で2款・総務費、1項・総務管理費、5目・企画費、11節で消耗品10万円、次の13節・委託料で施設現況調査委託料1,190万円、人の流れ調査委託料200万円、空校舎利用計画策定委託料700万円、市場動向調査委託料100万円の計2,190万円を計上いたしました。

これらについては、小学校統合後に廃校となる4校の現況調査や利用計画等に関する委託料となっております。

事業内容としては、施設現況調査では、有効利用を検討するための基礎資料として地中の障害物やボーリングデータの収集、現況平面図作成など、小学校の現状調査を行います。

次に、人の流れ調査では、マーケティングデータとして、交通量調査を中心に小学校区の人口構造や産業構造の整理など、周辺の人の流れを調査いたします。

次に、空校舎利用計画策定では、立地や活用の方向性について現状の分析調査を行うため、アンケート調査や経済効果分析、これらの調査及び分析を踏まえ、活用計画の策定を目指しております。

次に、市場動向調査では、先進的廃校活用事例などの先進地の現地視察やヒアリングを実施いたしまして、住民の合意形成等のため研修を計画いたします。

続きまして、歳入について申し上げます。ページのほうは8ページへ戻ります。

14款・国庫支出金、2項1目・総務費国庫補助金で1,600万円は、地方創生加速化交付金でございます。交付対象外経費として算定された部分がございますので、総事業費より減額されております。

なお、歳入が歳出に不足する600万円については、19款・繰越金より前年度繰越金を補正いたします。

以上で専決処分による一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

議長(土屋 進君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

先般、26日に小学校の統廃合の関係並びに統合に関する予算等も総務課を交えて説明をいただきました。その中で、具体的に私が質問したんですけれども、質問の仕方が悪かったなというふうに反省をしております。

計画書の中で、7ページに各学校の施設の耐用年数等が記載されておりまして、これらの部分についてはどういう計画、長期的な計画を持っているのかということでお聞きしたと思います。しかし、回答としては、あれは税法上の耐用年数であって、建物とは関係はないんだと。耐震補強してあるので、耐用年数は延びているというふうな回答だったと思います。

この調査費等を充てていただくことは非常にいいんですけれども、金額も非常に大きいので、調査費として本当に妥当なのかがちょっとつかみようがないんですけれども、人の動向、人の流れ、交通量、そういった部分においては、橘小学校においては北ルートができた、完成と同じ平成32年になると開通するというようなことになると、かなりこれ変わるんじゃないかなというふうにも思います。その辺はどうなのでしょう。

それから、耐用年数というのは、やはりコンクリートというと基本的には60年ではないのかなと。耐震してあっても、それがそんなに大きく延びるわけではないので、やはり長期的な計画というのがここに策定されて、町の財政もそれに向けて準備をしていくべきではないかなというふうに考えております。その辺はどうなのでしょう。お聞きしたいと思います。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、まず北ルートとの関係でございます。

当然、道路が完成したときと今現在、明らかに違うと思います。ただ、これに関して、今現在の状態で調査をして、それまで待つということになると、計画の方が当然後回しという形になりますので、例えば統合が計画どおりにされた場合、空きの期間が長くなるという、そういったデメリットもございます。

ですので、今現在の状態でのまず実態を把握するというのが先決かなというふう

に考えております。あとは条件として、そういった開通が見込まれるというものをプラスしていくという考え方かと思えます。

次に、耐用年数の関係でございますけれども、法定耐用年数自体は、耐震改修をしたからといって実際変わるわけではございません。ただ、文部科学省の方の見解として、耐震改修等を行われた建物については、60年が目安だろうというふうに発表されております。ですから、一応耐用年数とは言えませんが、60年が目途かなというふうに考えております。

公共施設の整備という観点なんですけれども、今現在、公共施設の整備計画、それを取りまとめている最中ございまして、今の段階ではどうこうと言える、まだレベルには達しておりませんが、今後、そちらのほうは整理されてきますと、先々の目途というか、その辺も見やすくなるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

2番、宮澤健君。

2番（宮澤 健君）

昨年末に45年後の人口統計等も推計されていきますので、人口がだんだん減っていけば税収も減っていくというのはどうにも想定されますので、やはり長期的なビジョンというのは非常に必要だと思いますので、そこら辺はひとつ慎重に、また有意義な計画を策定していただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

議長（土屋 進君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度東庄町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第8、議案第27号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第9、議案第28号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上、2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは議案第27号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第28号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正をされ、平成29年1月1日から施行されることになりました。

これに伴い、町税条例及び東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

町民課長、河津静夫君。

町民課長(河津静夫君)

それでは、議案第27号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第28号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する

ことについての内容について、ご説明申し上げます。

初めに、町税条例の一部を改正する条例を制定することについてでございますが、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、平成29年1月1日から施行されることとされました。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布され、法律と同日から施行されることとされたことに伴い、関係条文を改正するものでございます。

これは所得税法等の改正に伴い、海外居住者に対する相手国と日本における二重課税を避けるための措置であります。

韓国と租税条約を締結しておりますが、台湾とは国交がなく、締結することができません。そこで、台湾との租税取り決めを受けて国内法が整備され、その法律にあわせて町税条例を整理するものです。

16ページをお開きください。

続きまして、議案第28号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてです。これも町税条例改正と同様の措置であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第27号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについて採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第29号、平成28年度東庄町一般会計補正予算(第3号)から日程第12、議案第31号、平成28年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)まで、以上3案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第29号、平成28年度東庄町一般会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ491万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,990万3,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、衛生関係ではB型肝炎予防接種などを含め、2件の予防接種に関わる費用について補正をいたしました。

次に、商工関係では、諏訪神社脇の観光駐車場にトイレを設置するため、設計業務に委託料を計上いたしました。

次に、教育関係では、橘小学校や東庄中学校において、安全面や機能面で必要な工事費を実施をいたします。

次に、基金関係では、教育関係の指定寄附をいただき、同額を奨学金に積み立てをいたします。

その他、4月の人事異動に伴う人件費について補正をいたしました。

続いて、議案第30号、平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,891万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,126万3,000円とするものでございます。

主な補正の内容は歳出で5款・諸支出金におきまして、過年度分の介護給付費等の精算による国庫支出金の返還金及び一般会計への繰出金を増額補正するものでございます。

また、歳入で過年度分の介護給付費等の精算に伴い、4款・支払基金交付金を増額補正するほか、不足する財源に前年度分繰越金を充てるため、8款・繰越金を補正するものでございます。

続きまして、議案第31号、平成28年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

初めに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正でございます。営業費用の総額費に3,000円を追加をし、事業総額で3億8,814万3,000円にするものでございます。この補正につきましては、職員の異動等に伴う人件費で、増額補正するものであります。

また、予算第6条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を16万2,000円減額し、3,244万9,000円とするものでございます。

以上、議案第29号から議案第31号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、私のほうから平成28年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の内容について説明させていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の25ページをお願いいたします。

今回の補正では、町長の提案理由にもございましたとおり、4月の職員人事異動に伴う人件費の補正を関係科目で行っております。これは1款の議会費を初めとする各款において2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、19節の総合事務組合負担金に計上してございます。

2節給料でマイナス845万1,000円、3節の職員手当等でマイナス302万5,000円、4節の共済費でマイナス660万8,000円、19節負担金等でプラスの18万6,000円、総額では1,789万8,000円の減額となっております。

その他、一般会計から特別会計への人件費繰り出し分の補正として3款・民生費で介護保険特別会計が33万4,000円の減となっております。

なお、これ以降は人件費以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

初めに、2款・総務費、1項1目・総務管理費、一般管理費で12節・会議録作成手数料11万2,000円。これは総合教育会議など会議録作成にかかる経費となっております。

次に、26ページをお願いします。

3款・民生費、2項4目・児童福祉費、児童福祉施設費の15節・施設維持補修工事16万5,000円、これは小貝野児童遊園のフェンス修繕工事の経費となっております。

次に、27ページをお願いいたします。

4款・衛生費、1項2目・保健衛生費、予防費の13節・予防接種等委託料13

2万3,000円。これはB型肝炎の予防接種で3回、70人分を見込んでございます。

次の20節・各種任意予防接種費用助成金47万円、こちらはおたふく風邪予防接種費用の助成で、80人分を見込んでございます。

次の5款・農林水産業費、1項5目・農業費、農地費の19節・土地改良施設維持管理適正化事業補助金39万円、こちら東総用水土地改良区の揚水機場補修工事に対して10%を補助いたします。

続いて、6款1項・商工費、次のページに移りまして、3目・観光費の13節・設計監理業務委託料324万円、次年度に諏訪神社協の観光駐車場内にトイレの建設を予定しており、基本設計、実施設計にかかる経費となっております。

続いて、9款・教育費、次のページに移りますが、2項1目・小学校費、学校管理費の4節、7節、9節は臨時職員の社会保険料や賃金、交通費にかかる補正となっております。東城小学校用務員の新規雇用にかかる補正でございます。

次の15節・教育施設維持補修工事129万6,000円、こちらは橘小学校の避難器具取り替え工事の予算計上でございます。

次に、3項1目・中学校費、学校管理費の15節・教育施設維持補修工事費208万5,000円は、東庄中学校体育館の暗幕交換に関する補正となっております。

次に、5項2目・社会教育費、公民館費の13節・除草作業委託料33万1,000円、公民館の植栽維持管理にかかる経費の補正でございます。

続いて、12款1項・諸支出金、1目・基金費の積立金200万円、この後の歳入でご説明いたしますが、教育関係としていただいた指定寄附を奨学基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

お手数ですが、議案書の24ページをお願いいたします。

17款・寄附金、1項2目1節・指定寄附金で200万円、これは東洋合成工業株式会社様より奨学基金の財源ということで、指定寄附をいただいております。

次に、18款・繰入金、1項3目・介護保険特別会計繰入金ですが、前年度の介護給付費等の精算による返還金として1,232万9,000円を繰り入れるものでございます。

最後に、歳入が歳出に超過する1,924万5,000円について、19款・繰

越金でマイナス補正を行うものでございます。

以上で一般会計の補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第30号、平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明いたします。

議案書の37ページをお開き願います。

歳出よりご説明いたします。

1款・総務費、補正額51万円は、1項1目・一般管理費で職員の異動等による人件費等の補正及び平成29年度に策定する第8期東庄町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の基礎資料となる日常生活圏域ニーズ調査を実施するための郵便料等を補正するものでございます。

次に3款・地域支援事業費11万8,000円については、共済費の率の変更等による人件費等を補正するものでございます。

続いて、38ページをお願いいたします。

5款・諸支出金1,828万4,000円の増額についてですが、1項2目・償還金595万5,000円の増額については、平成27年度分の介護給付費、地域支援事業費の確定精算による国・県・社会保険診療報酬支払基金への返還金、そして2項1目・一般会計繰入金1,232万9,000円の増額についても、平成27年度分の介護給付費等の確定精算に伴う一般会計への返還金を補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は1,891万2,000円の増額、歳出合計で12億6,126万3,000円となります。

続きまして、歳入をご説明いたします。36ページをお願いいたします。

4款1項・支払基金交付金190万円は、平成27年度分の介護給付費等の確定精算による社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金を補正するものでございます。

7款・繰入金、1項3目・その他一般会計繰入金33万4,000円の減額については、職員の異動等による人件費等の減額分を一般会計へ戻入するものです。

8 款・繰越金 1,734 万 6,000 円の増額については、平成 27 年度分の介護給付等の精算による返還などで、不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は 1,891 万 2,000 円の増額、歳入合計で 12 億 6,126 万 3,000 円となります。

以上で平成 28 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、続きまして、議案第 31 号、平成 28 年度東庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

議案書の 47 ページをお願いいたします。

平成 28 年度東庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出のうち、支出では、第 1 款・事業費用、第 1 項・営業費用、第 4 目・総係費に 3,000 円を追加し、4,864 万 3,000 円とするものでございます。

この補正につきましては、人事異動に伴う人件費を補正するものであります。

内訳につきましては、節に記載のとおり手当が 14 万 4,000 円の増、法定福利費が 30 万 6,000 円の減、負担金が 16 万 5,000 円の増となっております。

続きまして、43、44 ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

当期純利益、既決予定額が 5,242 万 8,000 円から 3,000 円減額となり、5,242 万 5,000 円となります。

次に 44 ページ、下段の下から 2 行目、資金期首残高でございますが、決算によりまして、1,529 万 9,000 円を補正しまして、5 億 4,692 万 4,000 円となります。

これらを合計しますと、資金期末残高では 6 億 781 万 1,000 円となる予定

でございます。

続いて、45、46ページが給与費の補正前、補正後の明細書となっております。

以上で水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、1点おわびをさせていただきたいと思います。

提案理由の中で、最終的に申し上げました最後の部分であります。議案第29号から議案第31号までの提案理由でございます。先程30条という表現をしてしまいました。申し訳ありませんでした。議案第29号から議案第31号ということで訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。初めに、議案第29号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成28年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第32号、財産の無償貸付についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第32号、財産の無償貸付についての提案理由を申し上げます。

本件は、広域型特別養護老人ホーム用地として、無償による町有財産使用貸借申請がありましたので、町高齢者福祉向上のため、無償貸し付けすることについて関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、私のほうから議案第32号、財産の無償貸し付けについての内容を説明させていただきます。

昨年8月、東庄町特別養護老人ホーム整備運営事業者募集要項により、事業者の公募を行い、（仮称）社会福祉法人慈徳会が10月1日付で事業予定者となりました。

これによりまして、社会福祉法人慈徳会理事長、岡野久から募集時の要項に基づき、8月26日付で広域型特別養護老人ホーム用地して無償による町有財産使用貸借申請書が提出されたところでございます。

貸し付けの予定地は、参考資料をご覧くださいと思います。49ページです。位置は、町食肉センターの東側になります。

参考資料50ページをご覧ください。

公図の写しを添付してございます。用地は東庄町笹川い字坊内原4714番184から190までの7筆と、4714番428の合計8筆、4,282.22平方メートルでございます。

貸し付け期間は募集要項に基づき、契約の日から10年間でございます。

無償貸し付けであるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番、板寺正範君。

4番（板寺正範君）

一つお伺いします。ただいま貸し付け期間が10年間ということですが、10年間過ぎた後の更新はどのような形でしていくのか。

それと、貸し付けについての条件的な、あるいはそういったものが全く無くての無償貸し付けということであるのかということをお伺いします。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

貸し付け期間の10年でございますけれども、契約期間は一旦は10年ということとで閉じさせていただきます。

なお、その後も継続して借りたいということであれば、当然、相手方からまたその申し出があるものと考えております。

10年後、今度料金とかという意味だったのかと思うんですけれども、それについてはその時点での検討材料となります。

条件といたしましては、特別養護老人ホーム、これが条件でございます。あくまでも高齢者福祉が目的でございますので、それに沿って使っていただくという、それが条件となります。

以上です。

議長（土屋 進君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第32号、財産の無償貸付についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

あすの会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 3時02分 延会)